

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【公表番号】特表2019-535374(P2019-535374A)

【公表日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2019-522677(P2019-522677)

【国際特許分類】

A 6 2 B 7/10 (2006.01)

A 6 2 B 18/02 (2006.01)

A 4 1 D 13/11 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 7/10

A 6 2 B 18/02 C

A 4 1 D 13/11 C

A 4 1 D 13/11 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月23日(2020.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

本明細書で言及した全ての参考文献及び刊行物は、これらが本開示に直接矛盾し得る場合を除き、これらの全体が参照により本開示に明示的に組み込まれる。本開示の例示的実施形態を検討すると共に本開示の範囲内の可能な変形例を参照してきた。本開示のこれらの及び他の変形例及び変更例は本開示の範囲から逸脱することなく当業者に明らかであろう。本開示は本明細書に記載された例示的実施形態に限定されないことを理解すべきである。したがって、本開示は、下記に提供されている特許請求の範囲によってのみ限定されるべきである。以下、例示的実施形態について述べる。

[1]

マスク本体を備える濾過フェースピースレスピレータであって、前記マスク本体は、

内側カバーウェブと、

外側カバーウェブと、

前記マスク本体の濾過領域内において前記内側カバーウェブと前記外側カバーウェブとの間に配置された濾材と、

中心線の両側の右側部分及び左側部分であって、前記右側部分及び前記左側部分は前記マスク本体の外周部によって境界付けられている、右側部分及び左側部分と、

前記マスク本体の前記外周部の少なくとも一部分に沿って配置された折り畳み可能ゾーンと、

前記マスク本体の補強ゾーンを画定するように前記マスク本体の上部領域内に配置されている補強要素であって、前記補強ゾーンは、前記折り畳み可能ゾーンにより少なくとも部分的に囲まれてあり、前記補強要素は、前記マスク本体の前記右側部分と前記左側部分との間の前記中心線を横切って延び、前記補強要素は、前記中心線に平行な方向に測定したとき、少なくとも約5mmかつ約50mm以下の幅を備え、更に、前記マスク本体上の、前記外周部の上側外周部セグメントと前記補強要素との間の前記中心線に沿った距離は約5mm以下である、補強要素と、

を備える、濾過フェースピースレスピレータ。

[2]

前記補強要素は、少なくとも約 50 gsm かつ約 200 gsm 以下の坪量を含む、[1] に記載のレスピレータ。

[3]

前記補強要素は、少なくとも約 100 gsm かつ約 150 gsm 以下の坪量を含む、[2] に記載のレスピレータ。

[4]

前記マスク本体の前記折り畳み可能ゾーンの曲げ力は、前記マスク本体の前記補強ゾーンの曲げ力よりも小さい、[1] ~ [3] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[5]

前記折り畳み可能ゾーンの前記曲げ力は、前記補強ゾーンの前記曲げ力の 90 % 以下である、[4] に記載のレスピレータ。

[6]

前記補強要素を含む前記濾過フェースピースレスピレータの圧力降下は、前記補強要素を含まない前記濾過フェースピースレスピレータの圧力降下の 3 % 以下である、[1] ~ [5] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[7]

前記補強要素は、不織材料を備える、[1] ~ [6] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[8]

前記補強要素は、メッシュを備える、[1] ~ [7] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[9]

前記マスク本体は、前記マスク本体の前記上部の前記中心線に沿った垂直折り目を更に備え、前記補強要素は、前記垂直折り目を通じて延びている、[1] ~ [8] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[10]

前記マスク本体は、前記垂直折り目と前記マスク本体の下側外周部セグメントとの間の前記中心線に沿って延びているシールを更に備え、前記シールは、前記右側部分及び前記左側部分それぞれの中央領域と下部領域とを互いに接続する、[9] に記載のレスピレータ。

[11]

前記補強要素は、前記マスク本体の前記右側部分及び前記左側部分の前記中央領域及び前記下部領域内に延びていない、[9] 又は [10] に記載のレスピレータ。

[12]

前記補強要素は、前記マスク本体の前記右側部分の前記外周部と前記マスク本体の前記左側部分の前記外周部との間に延びている、[1] ~ [11] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[13]

前記マスク本体の前記右側部分から延びている右側タブと前記マスク本体の前記左側部分から延びている左側タブとを更に備え、前記右側タブ及び前記左側タブは前記折り畳み可能ゾーン内に配置されている、[1] ~ [12] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[14]

前記マスク本体の前記折り畳み可能ゾーンは、着用者の顔面に少なくとも部分的に適合するように構成されたフェースシールを画定する、[1] ~ [13] のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[15]

前記補強要素は、前記内側カバーウェブと前記外側カバーウェブのうちの少なくとも 1

つに、溶接線によって接続されている、[1]～[14]のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[16]

前記補強要素は前記折り畳み可能ゾーン内に延びていない、[1]～[15]のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[17]

前記補強要素は、試験開口部直径1インチ、オリフィス8mm、及び水圧1/100インチを用いてASTM D737-04(2016)を使用して測定された少なくとも約500cfm/ft²かつ約1200cfm/ft²以下の空気透過性を含む、[1]～[16]のいずれか一項に記載のレスピレータ。

[18]

前記補強要素は、支持層50gsmを用いてT 5430m-11(2011)を使用して測定された少なくとも約1mgfかつ約10mgf以下の剛軟度を含む、[1]～[17]のいずれか一項に記載のレスピレータ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マスク本体を備える濾過フェースピースレスピレタであって、前記マスク本体は、内側カバーウェブと、外側カバーウェブと、

前記マスク本体の濾過領域内において前記内側カバーウェブと前記外側カバーウェブとの間に配置された濾材と、

中心線の両側の右側部分及び左側部分であって、前記右側部分及び前記左側部分は前記マスク本体の外周部によって境界付けられている、右側部分及び左側部分と、

前記マスク本体の前記外周部の少なくとも一部分に沿って配置された折り畳み可能ゾーンと、

前記マスク本体の補強ゾーンを画定するように前記マスク本体の上部領域内に配置されている補強要素であって、前記補強ゾーンは、前記折り畳み可能ゾーンにより少なくとも部分的に囲まれており、前記補強要素は、前記マスク本体の前記右側部分と前記左側部分との間の前記中心線を横切って延び、前記補強要素は、前記中心線に平行な方向に測定したとき、少なくとも約5mmかつ約50mm以下の幅を備え、更に、前記マスク本体上の、前記外周部の上側外周部セグメントと前記補強要素との間の前記中心線に沿った距離は約5mm以下である、補強要素と、

を備える、濾過フェースピースレスピレタ。

【請求項2】

前記補強要素は、少なくとも約50gsmかつ約200gsm以下の坪量を含む、請求項1に記載のレスピレタ。

【請求項3】

前記補強要素は、少なくとも約100gsmかつ約150gsm以下の坪量を含む、請求項2に記載のレスピレタ。